

熊本県資金管理連絡調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 資金管理に関して関係各課等の連絡調整を行うため、熊本県資金管理連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(資金の範囲)

第2条 本要綱において資金とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金及び制度融資に係る預託金をいう。

(協議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 資金の運用方針について
- (2) 資金運用計画について
- (3) その他必要な事項

(組織)

第4条 会議は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は出納局会計課長、委員は別表に掲げる所属の審議員又は課長補佐をもってそれぞれ充てる。
- 3 会長は、会議を主宰する。
- 4 会長は、別表に掲げる所属の委員のほか、必要と認める者を臨時に委員とすることができる。

(会議の招集)

第5条 会議は会長が招集する。

(事務局)

第6条 会議の事務局を出納局会計課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第4条第2項関係）

	所属名	基金等 所管	制度融資 所管
会長	出納局会計課（会計課長）		
委員	知事公室 くまモングループ	○	
	総務部 財政課	○	
	総務部 総務私学局 私学振興課	○	
	総務部 市町村・税務局 税務課	○	
	企画振興部 企画課	○	
	企画振興部 球磨川流域復興局	○	
	健康福祉部 健康福祉政策課	○	
	健康福祉部 長寿社会局 認知症対策・地域ケア推進課	○	
	健康福祉部 子ども・障がい福祉局 子ども未来課	○	
	健康福祉部 健康局 医療政策課	○	
	健康福祉部 健康局 国保・高齢者医療課	○	
	環境生活部 環境局 環境立県推進課	○	
	環境生活部 環境局 循環社会推進課	○	
	環境生活部 県民生活局 消費生活課	○	
	商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課	○	○
	商工労働部 産業振興局 企業立地課		○
	観光戦略部 観光企画課	○	
	農林水産部 団体支援課		○
	農林水産部 生産経営局 農地・担い手支援課	○	
	農林水産部 農村振興局 むらづくり課	○	
	農林水産部 森林局 森林整備課	○	
	農林水産部 森林局 林業振興課	○	
	土木部 監理課	○	
	土木部 道路都市局 都市計画課	○	
	土木部 河川港湾局 港湾課	○	
	土木部 建築住宅局 住宅課	○	
	教育庁 教育総務局 文化課	○	
	教育庁 県立学校教育局 高校教育課	○	